

南丹広域振興局管内における「宿泊を伴う教育体験旅行（教育民泊）」 の実施に係るガイドライン

令和元年 7 月 2 5 日
京都府南丹広域振興局

南丹広域振興局管内の農山村の家庭における宿泊を伴う教育体験旅行のうち、平成 28 年 3 月 31 日付 生食衛発 0331 第 2 号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」中の記 2 に該当するものの実施にあたり必要な事項を、下記のとおりガイドラインとして定める。

記

1 用語の定義

用語	内容
教育民泊	宿泊を伴う教育体験旅行(農山村における生活体験学習を伴う旅行)であって、記 2 で定義するもの
利用者	教育民泊の生活体験サービスを受ける者(児童、生徒等)
受入家庭	利用者に対し、生活体験サービスを提供する者

2 本ガイドラインを適用する教育民泊の範囲

平成 28 年 3 月 31 日付 生食衛発 0331 第 2 号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」中の記 2 に該当するものであって、以下の全てに該当するものとする。

区分	内容	備考
実施の形態	受入組織(教育民泊の実施主体であって、別表 1 によりあらかじめ南丹広域振興局の登録を受けた協議会等)を通じて行うこと。	
利用者団体	農山村生活体験による教育効果を期待して旅行を計画する国内外の団体であること。ただし、学校教育法第 1 条に規定する学校(国外の相当する団体を含む)以外の団体である場合は、事前に受入組織が南丹広域振興局と個別に協議する。	当該団体が作成する計画書等により、旅行の趣旨が客観的に確認できること。(視察、親睦を目的とするものは対象としない。)
受入家庭が受領できる対価	別表 2 に定める体験指導料に限ること。	

3 関係者の役割等

(1) 受入組織の遵守事項

ア 事前に利用者団体(又はその仲介者)と協議し、全ての受入家庭で教育旅行の趣旨に適合した生活体験サービスが安全かつ衛生的に提供できる場合のみ、教育民泊を実施すること。

ただし、1 家庭 1 回あたりの利用者の人数については、各受入家庭の状況をふまえ、教育効果、安全・衛生の観点から適切に決定すること。

イ 実施にあたって入手した個人情報、その取り扱い及び管理を適正に行うこと。

ウ 旅行業法等の関係法令を遵守すること。

エ 次の役割を担うこと。

(ア) 利用者団体(又はその仲介者)との契約業務(利用者団体(又はその仲介者))

- からの料金徴収等を含む)
- (イ) 受入家庭の登録及び名簿の整備、保管（教育民泊を実施する上で必要な情報の把握、受入実績の把握を含む）
- (ウ) 受入家庭との調整（日程、利用者の人数、体験学習の内容等）
- (エ) 安全及び衛生の確保対策
 - a 傷害保険加入及び事故発生時の対応窓口の設置等の安全確保対策
 - b 受入家庭を対象とした別表3を内容とする講習会の開催
- (オ) 体験指導料の額の設定及び受入家庭への支払い
- (カ) その他、受入家庭への必要な指導

(2) 受入家庭の遵守事項

- ア 受入組織の指示に従うこと。
- イ 期待される教育効果が得られるよう、利用者に対し、生活体験サービスを適切に提供すること。
- ウ 毎年1回、受入組織が実施する講習会（別表3参照）又はこれと同等と認められるものを受講すること。
- エ 浴室、洗面所、便所、調理場等を衛生的に管理するとともに、講習会で学んだ事項を遵守し、利用者に対して安全面及び衛生面に十分配慮した生活体験サービスを提供すること。
- オ 利用者の食事は、利用者と共に調理したものまたは利用者自らが調理したものとし、一緒に食べる。ただし、食品衛生法に基づく飲食店業者が提供するものを除く。
- カ 事故発生時には、ただちに受入組織に通報し、その指示に従うこと。
- キ 利用者から直接、体験指導料等を受け取らないこと。

(3) 利用者団体及び利用者の遵守事項

- ア 利用者団体は、期待する教育効果が得られるよう、利用者に対し、事前及び事後の指導を適切に行うこと。
- イ 利用者は、誠実に生活体験学習に取り組むこと。

(4) 南丹広域振興局の役割

- 広域振興局は農林商工部を担当として次の役割を担う。
- ア 管内各市町や関係団体等との連絡調整
- イ 受入組織の登録及び抹消に係る事務
- ウ 受入組織の活動に係る助言等
- エ 教育民泊の適正な実施に係る広報活動
- オ その他、教育民泊を適正に実施する上で必要と判断する活動

4 その他

このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は南丹広域振興局が別に定める。

附 則

このガイドラインは令和元年7月25日から適用する。

別表1 受入組織の登録・取消

区 分	事務手続き等
1 受入組織の登録	南丹広域振興局は、別に定める要領により、受入組織の登録を希望する協議会等から登録申請を受け付け、市町から意見を聴取した上で、府及び関係市町と連携した教育民泊の実施を依頼することが適当と認められる場合に、当該協議会等を受入組織として登録する。
2 登録の取消	南丹広域振興局は、受入組織が本ガイドラインの取り扱いに従わない場合等、別に定める要件に該当すると認められるときは、受入組織の登録を取り消すことができる。

別表2 体験指導料

体験指導料の内容	備 考
農山村における生活体験等（農業体験含む）の指導に係る以下の経費から算出した金額で、受入組織が体験指導内容及び指導時間等を考慮して定めるもの。 1 体験を行うための消耗品費（材料費） 2 体験指導のために要する人件費（労賃等） 3 収穫体験の場合、収穫した農林水産物の費用 4 その他体験指導に係る諸経費（備品費は除く）	次の経費は体験指導料に含まない。 1 宿泊料に相当する経費（布団のリース料等） 2 利用者の送迎に要する経費（ガソリン代等） 3 その他謝礼的な経費

別表3 講習会の内容

講習項目	講習内容
1 受入全般の留意事項	(1) 受入にあたっての心構えについて (2) 事前準備について (3) 利用者への説明の徹底について (4) 利用者への目配りの徹底について (5) 個人情報の取り扱いについて (6) 施錠・盗難について (7) 禁煙・禁酒について (8) 火災対策について (9) 病気・けが・アレルギーの対応について (10) 緊急時の対応について 等
2 安全対策について	(1) 事前の安全チェックと説明責任について (2) 利用者の健康状態、気候等の考慮について (3) 事故発生時の対応について 等
3 衛生対策について	(1) 食品衛生について ア 手洗いの励行について イ 調理場の衛生管理について ウ 食品・食器の取り扱いについて 等 (2) 生活体験（宿泊含む）衛生について ア 寝具の取り扱いについて イ 風呂等の取り扱いについて ウ トイレの取り扱いについて エ 給水施設の取り扱いについて 等